

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁運発第32号
警察庁丁交指発第16号
警察庁丁交企発第30号

平成31年2月21日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通企画課長

交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について(通達)
道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第104条第1項に規定する意見の聴取又は法第104条の2第2項に規定する聴聞(以下「意見の聴取等」という。)は、意見の聴取等の期日及び場所を公示し、公開により行わなければならないとされている。

交通事故若しくは道路外致死傷(以下「交通事故等」という。)の被害者又は遺族(以下「被害者等」という。)から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日、場所その他参考となる事項(以下「意見の聴取等の期日等」という。)について、問合せがあった場合等には、下記のとおり回答するなど、被害者等への適切な対応に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、「交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問い合わせへの対応について」(平成11年8月18日付け警察庁丁運発第70号ほか)は廃止する。

記

1 意見の聴取等の期日等の回答

交通事故等の被害者等からの問合せについては、各都道府県警察における意見の聴取等手続の事務処理体制等を考慮して、次の方法等により意見の聴取等の期日等を回答するものとする。

- (1) 各都道府県警察の行政処分担当課に、交通事故等の被害者等から直接問合せがあった場合には、行政処分担当課が回答すること。

(2) 当該交通事故等の取扱い警察署又は高速道路交通警察隊等（以下「警察署等」という。）に問合せがあった場合には、行政処分担当課に意見の聴取等の期日等を照会の上、警察署等から被害者等に回答すること。

(3) 被害者等からの問合せがあった時点において、意見の聴取等の期日等が決定されていなかった場合には、行政処分担当課と警察署等との連携を密にし、決定後速やかにいずれかの所属から被害者等に回答すること。

また、警察署等に被害者等からの問合せがあった時点において、当該交通事故等に係る事故登録票等が送付されていない場合には、事故登録票等の欄外に「意見の聴取等の期日等の連絡希望、被害者等の連絡先等」を記載して行政処分担当課へ送付するものとする。送付を受けた行政処分担当課では、意見の聴取等の期日等の連絡希望者リスト等を作成の上、意見の聴取等の期日等が決定した時点で被害者等に確実に連絡するなど、その経過を明らかにしておくこと。

2 留意事項

(1) 意見の聴取等会場での傍聴者の立場等

行政処分担当課又は警察署等において被害者等からの問合せに対し、意見の聴取等の期日等について回答する場合、

- 意見の聴取等の会場においては、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）の規定により、意見の聴取等の主宰者等の指示に従うこと。
- 意見の聴取等の場において発言することはできないこと。
- 意見の聴取等の傍聴席には限りがあること。
- 意見の聴取等の期日に加害者が欠席する場合もあり得ること。

等を申し添えること。

(2) 意見の聴取等会場の傍聴席の確保

意見の聴取等については、公開により行うものとされていることに鑑み、傍聴席の確保に配慮すること。